

令和8年7月6日

## 消防職員の業務中におけるサングラスの着用について

～安全確保・健康管理のため、ご理解をお願いします～

消防職員が消防車両等の交通事故防止、現場活動時における良好な視界確保及び強い日差しや紫外線から目を保護し、安全かつ円滑な職務遂行を図ることを目的とし、業務中サングラスを着用することがありますので、お知らせします。

消防職員のサングラス着用につきまして、皆さまのご理解をお願いします。

### 1 サングラスを着用する例

- ・消防車、救急車等を運転する場合（同乗者含む）
- ・川や沼などの水辺での活動時（訓練時含む）
- ・強い直射日光下での屋外活動時
- ・健康上の理由からサングラスの着用が必要な場合

### 2 運用開始日

令和8年7月6日

### 3 着用場面のイメージ



〔問い合わせ〕  
消防本部消防総務課  
TEL：0220-22-3119（直通）